

●香川県選挙管理委員会告示第62号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、高松協同病院及びケアハウス屋島を指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成22年7月9日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人社団有史会 高島病院	略		医療法人社団有史会 高島病院	略	
高松協同病院	高松市木太町4664	<u>平成22年7月 2日</u>			
香川県立丸亀病院	略		香川県立丸亀病院	略	
略			略		
2 略			2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
養護老人ホームひぐ らし荘	略		養護老人ホームひぐ らし荘	略	
ケアハウス屋島	高松市屋島西町2227 -1	<u>平成22年7月 2日</u>			
丸亀市亀寿園	略		丸亀市亀寿園	略	
略			略		
4・5 略			4・5 略		